

法務省民商第2291号

平成17年9月30日

東京法務局長 殿

法務省民事局長

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う動産譲渡登記等に関する事務の取扱いについて（通達）

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第148号。以下「改正法」という。）、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第294号）及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令（平成17年法務省令第99号）が本年10月3日から施行されることとなり、平成17年法務省告示第501号をもって、貴局が動産及び債権の譲渡の登記に関する事務をつかさどる登記所として指定されました。これに伴う動産譲渡登記並びに債権譲渡登記及び質権設定登記に関する事務の取扱いについては、下記の事項に留意するよう、貴職において指定する動産譲渡登記所又は債権譲渡登記所における事務を取り扱う登記官（法6条）に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中「法」とあるのは題名の改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）を、「登記令」とあるのは題名の改正後の動産・債権譲渡登記令（平成10年政令第296号）を、「登記規則」とあるのは題名の改正後の動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）をそれぞれいい、引用する条文はすべて改正後のものです。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、改正法により、動産譲渡登記制度が創設され、また、債務者の特定していない将来債権の譲渡についても債権譲渡登記が可能とされたことに伴い、法第5条（法第14条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）により指定された東京法務局において取り扱うべき動産譲渡登記に関する事務、動産譲渡登記に係る証明に関する事務、債務者不特定の将来債権に係る登記に関する事務等につい

て、留意すべき事項を明らかにしたものである。

第2 動産譲渡登記制度の創設

- 1 法人が動産（当該動産につき貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに動産譲渡登記がされたときは、当該動産について、民法（明治29年法律第89号）第178条の引渡しがあったものとみなすとされた（法第3条第1項）。
- 2 動産の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失った場合の動産譲渡登記の抹消登記についても、1と同様とされた（法第3条第3項、第10条第1項第2号）。

第3 動産譲渡登記の申請手続

1. 動産譲渡登記

(1) 申請人

動産譲渡登記は、譲渡人及び譲受人が共同して申請すべきこととされた（法第7条第2項）。

なお、譲渡人は、法人に限られる（法第3条第1項）。

(2) 登記すべき事項

登記すべき事項は、次のとおりとされた（法第7条第2項、登記規則第8条第1項、第2項）。

ア 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

イ 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

ウ 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

エ 登記原因及びその日付

オ 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項として次の事項

(ア) 動産の特質によって特定する場合

① 動産の種類

② 動産の記号、番号その他の同種類の他の物と識別するために必要な特質

(イ) 動産の所在によって特定する場合

① 動産の種類

② 動産の保管場所の所在地

(ウ) (ア)又は(イ)によって特定する譲渡の対象が2以上あるときは、1で始まる連続番号（以下「動産通番」という。）

カ 動産譲渡登記の存続期間

存続期間は、特別の事由がある場合を除き、10年を超えることができない（法第7条第3項）。

キ 登記番号

ク 登記の年月日

(3) 登記申請の方式

動産譲渡登記の申請は、書面（登記申請書）及び磁気ディスク（申請磁気ディスク）でしなければならないとされた（登記令第7条第1項）。

登記申請書及び申請磁気ディスクには、それぞれ次のア及びイに掲げる事項を記載し、又は記録しなければならず、登記申請書には、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印し、申請磁気ディスクには、申請人の氏名（法人にあっては、商号又は名称）及び年月日を記載した書面をはり付けなければならないとされた（登記令第7条第2項、第3項、登記規則第12条第1項、第3項）。

なお、申請磁気ディスクは、日本工業規格X6223に適合するフレキシブルディスクカートリッジ（いわゆるFD）、日本工業規格X6272、X6275若しくはX6277に適合する光ディスクカートリッジ（いわゆるMO）又は日本工業規格X0606に適合する光ディスク（いわゆるCD-R）のいずれかに該当することを要し（登記規則第11条），申請磁気ディスクへの記録の方式は、法務大臣が告示により指定する方式に従わなければならないとされた（登記令第7条第3項、第4項）。

ア 登記申請書に記載すべき事項

(ア) 登記の目的

「動産譲渡登記」と記載する。

(イ) 申請人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

(ウ) 申請人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

(エ) 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所

(オ) 登録免許税の額

(カ) 年月日

(キ) 登記所の表示

イ 申請磁気ディスクに記録すべき事項

(ア) 登記の目的

(イ) 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所

(ウ) (2)のアからカまでに掲げる事項

(イ) 謙渡に係る動産の謙渡人及び謙受人の数

なお、申請磁気ディスクには、上記の事項以外の事項であつて、謙渡に係る動産の名称、保管場所の名称その他の当該動産を特定するために有益な事項（以下「有益事項」という。）を記録することができ（登記規則第12条第2項），申請磁気ディスクに記録された有益事項は、動産謙渡登記ファイルに記録される（登記規則第16条第1項第2号）。

(4) 添付書面

動産謙渡登記の登記申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（登記令第8条、登記規則第13条第1項第1号、第2号）。

ア 申請人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面

イ 代理人によって申請するときは、その権限を証する書面

ウ 存続期間が10年を超えるときは、10年を超える存続期間を定めるべき特別の事由があることを証する書面

エ 謙受人の住所、本店又は主たる事務所を証する書面

オ 登記所が作成した謙渡人の代表者の印鑑証明書

2 延長登記

(1) 申請人

動産謙渡登記をした謙渡人及び謙受人は、共同して、存続期間の延長登記を申請することができるとされた（法第9条第1項本文）。

延長登記は、延長後の存続期間が10年を超えることとなるときは、特別の事由がある場合を除き、申請することができない（法第9条第1項ただし書）。

(2) 登記すべき事項

動産謙渡登記の存続期間の延長登記において登記すべき事項は、次のとおりとされた（法第9条第2項）。

ア 当該動産謙渡登記の存続期間を延長する旨

イ 延長後の存続期間

ウ 登記番号

エ 登記の年月日

(3) 登記申請の方式

延長登記の申請は、書面（登記申請書）でしなければならないとされた（登記令第7条第1項）。

登記申請書には、次の事項を記載して、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならないとされた（登記令第7条第2項、第5項）。

ア 1の(3)のアに掲げる事項（ただし、登記の目的は、「延長登記」と記載

する。)

イ 登記原因及びその日付

ウ 当該延長登記に係る動産譲渡登記の登記番号

エ 延長後の存続期間

(4) 添付書面

延長登記の登記申請書に添付すべき書面は、次のとおりとされた（登記令第8条、登記規則第13条第1項第2号、第4号）

ア 申請人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面

イ 代理人によって申請するときは、その権限を証する書面

ウ 延長後の存続期間が10年を超えるときは、10年を超える存続期間を定めるべき特別の事由があることを証する書面

エ 登記所が作成した譲渡人の代表者の印鑑証明書

オ 譲渡人又は譲受人の表示が動産譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

3 抹消登記

(1) 申請人

動産の譲渡が効力を生じない場合、動産の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失った場合又は譲渡に係る動産が消滅した場合は、譲渡人及び譲受人は、共同して、動産譲渡登記の全部又は一部の抹消登記を申請することができる（法第10条第1項）。

(2) 登記すべき事項

ア 動産譲渡登記の全部の抹消登記の登記すべき事項は、次のとおりとされた（法第10条第2項）。

(ア) 当該動産譲渡登記を抹消する旨

(イ) 抹消登記の登記原因及びその日付

(ウ) 登記番号

(エ) 登記の年月日

イ 動産譲渡登記の一部の抹消登記の登記すべき事項は、次のとおりとされた（法第10条第3項、登記規則第8条第3項）。

(ア) 当該動産譲渡登記の一部を抹消する旨

(イ) 抹消登記の登記原因及びその日付

(ウ) 抹消登記に係る動産の動産通番

(エ) 登記番号

(オ) 登記の年月日

(3) 登記申請の方式

抹消登記の申請は、書面（登記申請書）でしなければならないとされた（登記令第7条第1項）。

登記申請書には、次の事項を記載して、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならないとされた（登記令第7条第2項、第5項）。

ア 1の(3)のアに掲げる事項（ただし、登記の目的は、「抹消登記」と記載する。）

イ 登記原因及びその日付

ウ 当該抹消登記に係る動産譲渡登記の登記番号

エ 動産譲渡登記の一部の抹消登記の申請にあっては、(2)のイの(ウ)の事項

(4) 添付書面

抹消登記の登記申請書に添付すべき書面は、次のとおりとされた（登記令第8条第1号、第2号、登記規則第13条第1項第3号、第4号）

ア 申請人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面

イ 代理人によって申請するときは、その権限を証する書面

ウ 譲受人の印鑑証明書

エ 譲渡人又は譲受人の表示が動産譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

4 判決等による登記

(1) 判決による動産譲渡登記、延長登記又は抹消登記

動産譲渡登記、延長登記又は抹消登記に関し、登記を申請する旨の特約等により登記申請をすべき義務があるにもかかわらず、譲渡人又は譲受人の一方が登記申請に応じない場合は、共同して申請すべき者に登記手続を命ずる判決であって執行力を有するものの正本又は謄本を添付して、単独で登記の申請をすることができるとされた（登記令第6条）。

(2) 否認の登記

動産譲渡登記に係る動産の譲渡又は動産譲渡登記が否認されたことによる破産法（平成16年法律第75号）第260条第1項、民事再生法（平成11年法律第225号）第13条第1項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第262条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）による否認の登記は、当該否認の裁判であって執行力を有するものの正本又は謄本を添付することにより、破産管財人、監督員又は管財人が単独で申請することができるとされた（登記令第6条）。

(3) 破産手続開始決定取消し等の登記

裁判所書記官は、否認の登記がされている場合において、破産者について、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定したとき又は

破産手続終結の決定があったときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならないとされている（破産法第260条第4項）。

なお、破産管財人が否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記に係る権利を放棄し、否認の登記の抹消の嘱託の申立てをしたときも、同様とされている（破産法第260条第4項）。

また、裁判所書記官は、民事再生法第13条第1項の否認の登記がされている場合において、再生債務者について、再生計画認可の決定、再生手続開始の決定の取消し若しくは再生計画不認可の決定が確定したとき、又は再生計画認可の決定が確定する前に再生手続廃止の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならないとされている（民事再生法第13条第4項、第6項）。

さらに、裁判所書記官は、会社更生法第262条第1項の否認の登記がされている場合において、更生会社について、更生計画認可の決定が確定したとき、更生手続開始の決定の取消しの決定若しくは更生計画不認可の決定が確定したとき又は更生が困難な場合若しくは更生手続開始原因が消滅した場合の更生手続廃止の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならないとされている（会社更生法第262条第4項、第6項。これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）。

(4) 添付書面

以上の場合においては、登記の申請書又は嘱託書に、譲渡人又は譲受人の印鑑証明書を添付することを要しないとされたが（登記規則第13条第2項）、申請人が法人である場合の資格証明書、代理人によって申請する場合の代理権限証書（登記令第8条第1号、第2号）、動産譲渡登記を申請する場合の譲受人の住所を証する書面（登記規則第13条第1項第1号）及び譲渡人又は譲受人の表示が動産譲渡登記ファイルに記録された表示と異なる場合の変更を証する書面（同項第4号）を添付しなければないとされた。

5 登録免許税

(1) 動産譲渡登記、延長登記又は抹消登記を申請する者は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定する登録免許税を納付しなければないとされた（登録免許税法別表第一の8号の2、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第84条の4）。

事 項	課税標準	税額（1件につき）
(1) 動産譲渡登記	申請件数	7,500円
(2) 延長登記	申請件数	3,000円
(3) 抹消登記	申請件数	1,000円

(2) 納付不足額の通知、還付通知、再使用証明、再使用証明後の還付手続、再使用証明領収証書等の使用については、商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号本職通達）第81条から第85条までの規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、同準則別記第48号様式及び第50号様式中「(注) 登記の区分欄には、例えば別表第一の19号(一) 力取締役の変更の登記のように記載する。」とあるのは、「(注) 登記の区分欄には、例えば別表第一の8号の2(一) 動産の譲渡の登記のように記載する。」と読み替えるものとする。

第4 動産譲渡登記の手続

1 登記申請の受付

(1) 受付の処理

登記官は、登記申請書を受け取ったときは、直ちにその受付をしなければならないとされ（登記令第9条本文），この受付は、磁気ディスクをもって調製する受付帳に登記の種類、申請人の氏名又は商号若しくは名称、受付の年月日及び受付番号を記録し、登記申請書に受付の年月日及び受付番号を記載することにより行うとされた（登記規則第14条第1項）。

登記申請書には、別紙第1号様式又はこれに準ずる様式による印版を押印し、該当欄に受付の年月日及び受付番号を記載するとともに、当該事件について、受付、登記番号の付与、入力・照合、校合、通知等をした都度、該当欄に取扱者が押印するものとする。

また、動産譲渡登記所における登記については、郵送により申請することも可能であるが、登記申請書が郵送されてきた場合の受付は、当該申請書を受け取った日後最初に執務を行う日に、同日における他の登記申請書に先立つてしなければならないとされた（登記令第9条ただし書）。この場合において、受付の対象となる登記申請が複数あるときは、各申請は、同順位で受付をしなければならないとされた（登記令第10条）。

(2) 受付番号

受付において記録し、又は記載すべき受付番号は、1日ごとに更新しなければならないとされた（登記規則第14条第2項）。なお、郵送に係る登記申請を同順位で受け付ける場合の受付番号は、各申請が同順位であることを示す処理をした上、各別の受付番号を付すこととして差し支えない。

(3) 印紙の消印

登記官は、申請書を受け付けたときは、直ちにこれにはり付けた領収証書に「使用済」と記載し、又ははり付けた収入印紙に再使用を防止できる消印器で消印するものとする。

2 却下及び取下げ

(1) 登記申請の却下

受付をした登記申請については、直ちに、登記申請書、その添付書面及び申請磁気ディスク並びに動産譲渡登記以外の登記の申請の場合は動産譲渡登記ファイルの記録により、その内容を調査し、アからカまでに掲げる却下事由が存する場合には、理由を付した書面による決定で、当該申請の全部又は一部を却下しなければならないとされた（登記令第11条、登記規則第20条）。なお、申請磁気ディスクに記録された事項の調査は、電子情報処理組織を用いて行うものとする。

ア　申請に係る事項が登記すべきものでないとき。

例えば、動産譲渡登記については、法人がする動産の譲渡について民法の対抗要件の特例を定めるものであるので、譲渡人が法人でない申請であること又は譲渡に係る動産について法第3条第1項に規定する貨物引換証等が作成されていることが判明した場合には、受理することができない。

イ　申請の権限を有しない者の申請によるとき。

例えば、動産譲渡登記、延長登記又は抹消登記の申請は、譲渡人及び譲受人が共同して申請すべきものとされており、否認の登記は、破産管財人、監督員又は管財人が申請すべきものとされているので、それ以外の者による申請は、受理することができない。

ウ　登記申請書又は申請磁気ディスクが方式に適合しないとき。

エ　登記申請書に必要な書面を添付しないとき。

オ　登記申請書の記載若しくは申請磁気ディスクの記録が登記申請書の添付書面の記載と抵触するとき又は動産譲渡登記以外の登記の登記申請書の記載が動産譲渡登記ファイルの記録と抵触するとき。

カ　登録免許税を納付しないとき。

登記申請の全部又は一部を却下するときは、別紙第2号様式又はこれに準ずる様式による決定書を作成して、これを申請人又は代理人に交付し、又は送付し、登記所に保存すべき決定書には、その欄外に決定告知の年月日及びその方法を記載して押印し、日記番号の順に従い、決定原本つづり込み帳に編てつするものとする。

この場合には、受付帳の審査結果欄に「却下」又は「一部却下」と記録し、申請書に却下し、又は一部却下した旨を記載するものとする。

また、申請人又は代理人に送付した決定書が所在不明等を理由として返戻された場合は、何らの措置を要せず、その決定書を当該事件の申請書に編てつすることで足りる。

(2) 登記申請の取下げ

登記申請は、登記又は却下決定がされるまでの間であれば、書面により取り下げることができる。

登記申請の一部を却下すべき事由が存する場合において、「登記申請の一部を却下すべき事由が存すると登記官において認める場合には、登記申請の全部を取り下げる。」旨の取下書が提出されているときは、登記申請の一部の却下決定をすることなく、登記申請の全部の取下げがされたものとして差し支えない。

登記申請が取り下げられた場合には、受付帳の審査結果欄に「取下」と記録し、取下書に受付の年月日及び受付番号を記載し、これを申請書つづり込み帳に編てつするものとする。

この場合には、受付において了申請書の記載及び印版の押印を朱抹し、その申請書及び添付書面並びに申請磁気ディスクを還付するものとする。ただし、商業登記等事務取扱手続準則第83条の再使用証明申出書の提出がない場合には、同準則第82条の規定による通知をした後に還付するものとする（第3の5の(2)参照）。

3 登記の方法

却下事由が存しない登記申請については、受付の順序に従って登記をしなければならないとされ（登記令10条）、登記をするには、次の事項を動産譲渡登記ファイルに記録してしなければならないとされた（登記規則第16条）。

(1) 登記すべき事項

動産譲渡登記については第3の1の(2)に、延長登記については第3の3の(2)に、抹消登記については第3の4の(2)に、それぞれ掲げる事項である。

(2) 登記の目的

(3) 代理人によって申請されたときは、その氏名及び住所

(4) 動産譲渡登記にあっては、譲渡に係る動産の譲渡人及び譲受人数、譲渡に係る動産の個数並びに申請磁気ディスクに記録された有益事項

(5) 動産譲渡登記以外の登記にあっては、登記原因及びその日付並びに当該登記に係る動産譲渡登記の登記番号

(6) 登記の時刻 電子情報処理組織により管理される。

動産譲渡登記ファイルは磁気ディスクをもって調製することとされている（法第7条第1項）ので、動産譲渡登記ファイルへの記録は電子情報処理組織によって行い、申請磁気ディスクに記録された事項はそのまま動産譲渡登記ファイルの記録となる（登記規則第16条）。

動産譲渡登記の全部の抹消登記をしたときは、当該動産譲渡登記に係る動産譲

渡登記ファイルの記録を閉鎖し、これを動産譲渡登記ファイル中に設けた閉鎖登記ファイルに記録しなければならないとされた（登記令第4条第1項）。

4 申請人への通知

登記官は、動産譲渡登記、延長登記又は抹消登記をしたときは、譲受人（抹消登記にあっては譲渡人で、数人ある場合は、そのうちの1人）に対し、次の事項を通知しなければならないとされた（登記規則第17条）。

(1) 動産譲渡登記の場合

ア 登記の目的

イ 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

ウ 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

エ 登記原因及びその日付

オ 登記番号及び登記の年月日

(2) 延長登記の場合

ア 登記の目的

イ 登記の原因及びその日付

ウ 延長後の存続期間

エ 登記番号及び登記の年月日

(3) 抹消登記の場合

ア 登記の目的

イ 登記原因及びその日付

ウ 登記番号及び登記の年月日

エ 動産譲渡登記等の一部の抹消の場合は、抹消後の譲渡に係る動産の個数

この通知は、それぞれ別紙第3号様式から第5号様式までによることとし、代理人によって申請された登記については、申請磁気ディスクに記録された代理人あて送付することとして差し支えない。

また、送付した通知書が所在不明等を理由として返戻された場合は、その通知書を当該事件の申請書に編てつするものとする。

5 職権更正

登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見した場合において、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、貴職の許可を得て、登記の更正をし、その旨を登記の申請をした者に通知しなければならないとされた（登記令第12条第1項）。

この場合の更正の許可を得るための申出は別紙第6号様式による申出書によつてするものとし、この申出についての許可又は不許可は、別紙第7号様式による

書面によってするものとする。

また、登記令第12条による登記の更正の許可書が到達したときは、受付帳に所要の記録をするほか、許可書に受付の年月日及び受付番号を記載するものとする。

登記の更正は、更正に係る登記の登記番号、更正後の事項、更正の許可の年月日、登記番号及び登記の年月日を動産譲渡登記ファイルに記録してするものとする。

登記の申請をした者に対する登記の更正をした旨の通知は、別紙第8号様式による通知書によってするものとする。

6 職権抹消

登記官は、登記した事項が登記すべきものでないことを発見したときは、職権抹消の手続を執らなければならないとされた（登記令第13条）。

職権抹消の手続は、以下のとおりである。

(1) 異議催告手続

登記官は、抹消すべき登記を申請した者に、1月を超えない一定の期間内に書面で異議を述べないときは、登記の全部又は一部を抹消すべき旨を通知しなければならないとされた（登記令第13条第1項）。この通知は、別紙第9号様式による通知書によってするものとし、その通知書の写しを貴職あて送付するものとする。

抹消すべき登記を申請した者の住所又は居所が知れないときは、この通知に代え官報で公告しなければならないとされ、この場合においては、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができるとされた（登記令第13条第2項）。この場合の公告の公告文は、別紙第10号様式によるものとする。

(2) 異議に対する登記官の決定

(1)の異議催告手続に対し異議を述べた者があるときは、登記官は、その異議につき決定をしなければならないとされた（登記令第13条第3項）。この場合には、貴職に内議するものとし、異議を却下する決定は、別紙第11号様式による決定書により、異議を理由ありとする決定は、別紙第12号様式による決定書によってするものとする。この決定書は、2通作成し、その1通を異議申立人に交付又は送付し、他の1通は、その欄外に決定告知の年月日を記載して押印し、日記番号の順序に従い審査請求書類等つづり込み帳に編てつするものとする。

登記官は、異議について決定をした場合は、貴職にその旨を報告するものとする。

(3) 職権抹消登記

登記官は、異議を述べた者がないとき又は異議を却下したときは、異議催告手続に係る登記の全部又は一部を抹消しなければならないとされた（登記令第13条第4項）。この登記の抹消は、抹消に係る登記の登記番号、職権により登記を抹消する旨、登記番号、登記の年月日及び動産譲渡登記の一部の抹消の場合には、職権抹消登記に係る動産の動産通番を動産譲渡登記ファイルに記録してするものとする。

7 動産譲渡登記の存続期間の満了による動産譲渡登記ファイルの記録の閉鎖

登記官は、動産譲渡登記ファイルに記録されている動産譲渡登記の存続期間が満了したときは、当該動産譲渡登記に係る記録を閉鎖し、これを動産譲渡登記ファイル中に設けた閉鎖登記ファイルに記録しなければならないとされた（登記令第4条第1項）。この場合の閉鎖の措置は、存続期間の満了後の最初に執務を行う日に行うものとする。

8 譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所への通知

(1) 登記をした旨の通知

登記官は、動産譲渡登記若しくは抹消登記をしたとき、職権による登記の更正をした場合において当該更正に係る事項が法第12条第3項に規定する登記事項概要ファイルへの記録事項に該当するとき、職権により登記の全部若しくは一部の抹消をしたとき又は存続期間の満了した動産譲渡登記ファイルの記録を閉鎖したときは、譲渡人の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所があるときは、日本における営業所又は事務所）の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下「本店等所在地法務局等」という。）に対して、次の事項を通知しなければならないとされた（法第12条第1項、登記規則第19条、登記令第4条第2項、第12条第2項、第13条第5項）。

ア 動産譲渡登記の場合

(ア) 当該登記をした旨

(イ) 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

(ウ) 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

(エ) 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

(オ) 登記番号及び登記の年月日

イ 抹消登記の場合

(ア) 当該登記をした旨

- (1) 抹消登記に係る動産譲渡登記について、譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所（本店又は主たる事務所が外国にあるときは、さらに、日本における営業所又は事務所）並びに登記番号
 - (2) 抹消登記の登記番号及び登記の年月日
 - (3) 動産譲渡登記の一部の抹消登記の場合は、その旨
- ウ 存続期間の満了した動産譲渡登記の記録を閉鎖した場合
- (4) その旨
- (1) 当該動産譲渡登記について、譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所（本店又は主たる事務所が外国にあるときは、さらに、日本における営業所又は事務所）並びに登記番号
- エ 職権更正の場合 更正をした事項
- オ 職権抹消の場合 抹消をした事項

なお、この通知は、①商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第101条第1項の規定による指定を受けた登記所（オンライン指定登記所）に対しては、別紙第1-3号様式の通知書に係る情報を法務省オンライン申請システムを経由して送信するものとし、②その他の登記所に対しては、別紙第1-4号様式の通知書により、各日の業務終了後、当日処理した分を一括してファクシミリによる送信を行うものとする。動産譲渡登記所に対しては、別紙第1-5号様式の到達確認がファクシミリその他の方により返信されることとなる（平成17年9月30日付け法務省民商第2290号本職通達）。

(2) 通知に錯誤等があった場合の通知

動産譲渡登記所の登記官は、(1)により送信した通知書に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、当該通知書の送付を受けた本店等所在地法務局等に対し、錯誤又は遺漏に係る事項を通知しなければならないとされた（登記令第14条第1項）。

この場合の通知は、別紙第1-6号様式による通知書をファクシミリにより送信することにより行う。

(3) 記録不能の通知書を受領した場合

上記(1)及び(2)の通知を受けた本店等所在地法務局等において、通知に係る法人の登記記録が通知の到達前に閉鎖された場合その他通知に係る事項の記録又は記載をすることができない場合には、その旨及びその事由が動産譲渡登記所にて通知されることとなる（平成17年9月30日付け法務省民商第2290号本職通達）。

この通知書が到達した場合には、登記事務日記帳に所要の記載をするほか、通知書に受付の年月日及び日記番号を記載し、動産譲渡登記事項概要ファイル

への記録を行うことができない事由が①他の登記所の管轄区域内への本店若しくは主たる事務所の移転又は②合併による解散（合併後存続する会社若しくは法人又は合併により設立する会社若しくは法人が他の登記所の管轄区域内である場合に限る。）以外であるときは、これを返戻通知書つづり込み帳に編てつする。

動産譲渡登記事項概要ファイルへの記録を行うことができない事由が上記①又は②によるときは、受領した通知書の記載に従い、①にあっては新所在地を管轄する登記所に、②にあっては合併後存続する会社若しくは法人又は合併により設立する会社若しくは法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、当該通知書に係る動産譲渡登記又は抹消登記に係る通知をするとともに、受領した通知書に「再通知済」と記載して、これを返戻通知書つづり込み帳に編てつする。

第5 動産譲渡登記に係る証明

1 登記事項概要証明書

(1) 登記事項概要証明書の交付の請求

登記事項概要証明書の交付は、何人でも請求することができ、この交付の請求は、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名した申請書でしなければならないとされた（法第11条第1項、登記令第16条第1項、第2項）。

ア 証明書の交付を請求する動産譲渡登記ファイルの記録を特定するために必要な事項

イ 特定の動産譲渡登記ファイルの記録がない旨を証明した書面の交付を請求するときは、その旨

ウ 閉鎖登記ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求するときは、その旨

エ 請求する証明書の数

オ 手数料の額

カ 年月日

キ 登記所の表示

(2) 登記事項概要証明書の交付

登記官が登記事項概要証明書の交付申請書を受け取ったときは、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載した上、受付の順序に従って、交付申請を却下すべき事由が存する場合を除き、登記事項概要証明書の交付をしなければならないとされた（登記規則第21条）。

登記事項概要証明書には、登記されている事項（第3の1の(2)の才を除く。）

及び登記の時刻を記載し、末尾に認証文を付記し、年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならないとされた（登記規則第23条第1項）。

この場合の認証文の付記は、次のとおりとする。

- ア 動産譲渡登記ファイル（閉鎖ファイルを除く。イにおいて同じ。）に記録されている事項を証明する場合 「上記のとおり動産譲渡登記ファイル（除く閉鎖分）に記録されていることを証明する。」
- イ 特定の動産譲渡登記ファイルの記録がない旨を証明する場合 「上記のとおり動産譲渡登記ファイル（除く閉鎖分）に記録されていないことを証明する。」
- ウ 閉鎖ファイルに記録されている事項を証明する場合 「上記のとおり閉鎖登記ファイルに記録されていることを証明する。」
- エ 特定の閉鎖ファイルの記録がない旨を証明する場合 「上記のとおり閉鎖登記ファイルに記録されていないことを証明する。」

2 登記事項証明書

(1) 登記事項証明書の交付の請求権者

登記事項証明書の交付は、次に掲げる者に限り請求することができることとされた（法第11条第2項、登記令第15条）。

- ア 譲渡に係る動産の譲渡人又は譲受人
- イ 譲渡に係る動産を取得した者
- ウ 譲渡に係る動産を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又はこれらの動産を目的とする質権その他の担保権若しくは賃借権その他使用及び収益を目的とする権利を取得した者
- エ アからウまでに掲げる者の財産の管理及び処分をする権利を有する者
- オ 譲渡に係る動産の譲渡人の使用人

(2) 登記事項証明書の交付申請書

登記事項証明書の交付の請求は、1の(1)のアからキまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印した申請書でしなければならないとされた（登記令第16条第1項、第2項、第3項）。

- ア 動産譲渡登記ファイルの記録に数個の動産が記録されているときは、証明書の交付を請求する動産を特定するために必要な事項
- イ 動産譲渡登記ファイルの記録に数個の動産が記録されている場合において、数個の動産に係る登記事項を一括して証明した書面の交付を請求するときは、その旨

(3) 添付書面

登記事項証明書の交付申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（登記令第16条第4項、登記規則第22条）。

ア 申請人が法人であるときは、代表者の資格証明書

イ 代理人によって申請するときは、その権限を証する書面

ウ 申請人が(1)のイからオまでに該当する者であるときは、これを証する書面

(ア) 譲渡に係る動産を取得した者であるときは、当該動産を取得した売買契約書等がこれに当たる。

(イ) 譲渡に係る動産の差押債権者又は仮差押債権者等であるときは、差押決定書の謄本等がこれに当たる。

(ウ) 譲渡に係る動産の譲渡人等の破産管財人等であるときは、破産管財人選任証書等がこれに当たる。

(エ) 譲渡に係る動産の譲渡人の使用人であるときは、身分証明書（社員証）の写し又は保険証（譲渡人との関係がわかるもの）の写し等がこれに当たり、社員証については、原本の提示を要するものとする。

オ 申請人の印鑑の証明書であって市区町村長の作成したもの（法人にあっては、代表者の印鑑の証明書であって登記所が作成したもの）

オ 申請人が譲渡に係る動産の譲渡人又は譲受人である場合において、申請書及び添付書面における申請人の氏名又は住所（法人にあっては、商号若しくは名称又は本店等）の表示が動産譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

(4) 登記事項証明書の交付

登記官が登記事項証明書の交付申請書を受け取ったときは、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載した上、受付の順序に従って、交付申請を却下すべき事由がある場合を除き、登記事項証明書の交付をしなければならないとされた（登記規則第21条）。

登記事項証明書には、登記された事項、登記の目的、動産譲渡登記以外の登記に係る登記原因及びその日付、登記の時刻を記載し、末尾に証明文を付記し、年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならないとされた（登記規則第23条第1項、第2項）。この場合の証明文の付記は、登記事項概要証明書の場合と同様である。

3 登記手数料

登記事項概要証明書及び登記事項証明書の交付についての手数料は、次のとおりとされた（法第21条第1項、登記手数料令（昭和24年政令第140号）第2条第6項第1号、第7項第1号）。

- (1) 登記事項概要証明書の交付についての手数料は、1通につき500円
- (2) 1個の動産に係る登記事項証明書の交付についての手数料は、1通につき800円
- (3) 1個を超える譲渡に係る動産に係る登記事項証明書の交付についての手数料は、800円に動産の個数が1個を超える個数1個ごとに300円を加算した額

この手数料は、登記印紙を申請書にはって納付しなければならないとされた（登記規則第35条第1項）。

4 郵送による送付の請求

登記事項概要証明書又は登記事項証明書の交付の請求をする場合においては、郵送料を郵便切手で納付して、その送付を求めることができるとされた（登記令第17条、登記規則第35条第4項）。

第6 動産譲渡登記の登記申請書の閲覧

登記申請書又はその添付書面の閲覧につき利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができるとされた（登記令第18条）。

この請求は、次の事項を記載して、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印した書面でしなければならないとされた（登記令第18条第2項、第3項）。

- (1) 閲覧を請求する登記申請書又はその添付書面
- (2) 利害関係を明らかにする事由
- (3) 手数料の額、年月日及び登記所の表示

この場合の閲覧についての手数料は、登記印紙を申請書にはって納付しなければならないこととされ、その額は、1事件に関する書類につき500円とされた（登記規則第35条第1項、登記手数料令第3条第3項）。

登記申請書又はその添付書面を閲覧させる場合には、登記申請書及びその添付書面の抜取、脱落、汚損、記入及び改ざんの防止に厳重に注意するものとする。

第7 動産譲渡登記についての審査請求

1 審査請求書の提出

登記官の処分を不当とする者は、貴職に審査請求をすることができるとされ、登記官を経由して、審査請求書を提出しなければならないとされた（法第19条第1項、第2項）。

登記官が審査請求書を受け取ったときは、登記事務日記帳に所要の記載をし、請求書にその年月日及び日記番号を記載するものとする。

2 登記官の処分

登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならないとされた（法第19条第3項）。

登記官が法第19条第3項の規定により相当の処分をしようとする場合には、事案の簡単なものを除き、貴職に内議するものとする。

この処分をしたときは、登記官は、その処分に係る却下決定の取消決定書その他処分の内容を記載した書面を2通作成して、その1通を審査請求人に交付し、又は送付するものとし、他の1通を審査請求書類等つづり込み帳中審査請求書の編てつの個所の次に編てつするものとする。

この場合には、登記官は、当該処分の内容を別紙第17号様式による報告書により貴職に報告するものとする。

3 審査請求書の送付

登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、3日以内に、意見を付して事件を貴職に送付しなければならないとされた（法第19条第4項）。この送付に当たっては、別紙第18号様式による送付書に意見を付してするものとする。

この場合には、審査請求書のほか、審査請求に係る登記申請の却下決定書の写し、登記事項証明書又は登記申請書の写しその他審査請求の理由の有無を審査するのに必要な関係書類を送付し、審査請求書及び送付書の各写しを、日記番号の順序に従い、審査請求書類等つづり込み帳に編てつするものとする。

4 審査請求の裁決

貴職において、審査請求につき裁決をする場合において、審査請求の内容に特に問題があるときは、当局に内議するものとする。

貴職において、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならないとされた（法第19条第5項）。

裁決書は、別紙第19号様式によるものとし、貴職において審査請求につき裁決をしたときは、その裁決書の写しを添えて当局にその旨を報告し、その裁決書の謄本を審査請求人及び当該登記官に交付するものとする。

登記官が裁決書の交付を受けたときは、登記事務日記帳に所要の事項を記載し、審査請求書類等つづり込み帳中当該審査請求書の写しの次に編てつするものとする。

5 監督法務局又は地方法務局の長の命令による登記

貴職が登記官に相当の処分を命じた場合に、その命令によってする登記については、貴職の命令によって登記をする旨並びに命令及び登記の年月日をも記録しなければならないとされた（登記規則第33条）。

第8 動産譲渡登記ファイルの記録等の保全

1 動産譲渡登記ファイルの記録のバックアップ及び滅失の回復

登記官は、動産譲渡登記ファイルに記録した事項と同一の事項の記録（以下「バ

ックアップデータ」という。)を備えなければならないとされ、動産譲渡登記ファイルの記録の全部又は一部が滅失したときは、バックアップデータによってこれを回復しなければならないとされた(登記規則第4条)。

動産譲渡登記ファイルの記録の全部又は一部が滅失した場合においてバックアップデータによってもこれを回復することができないときは、法務大臣は、登記官に対し一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができるとされた(登記令第3条)。この場合においては、登記官は、遅滞なく、その事由、年月日及び滅失した動産譲渡登記ファイルの記録その他登記令第3条の処分をするのに必要な事項を記載し、かつ、回復登記の期間を予定し、貴職に対して申報しなければならないとされ、貴職においては、この申報を受けたときは、相当の調査をした後、法務大臣に具申しなければならないとされた(登記規則第3条)。

2 動産譲渡登記ファイル等の持出禁止

動産譲渡登記ファイル並びに登記申請書及びその添付書面は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならないとされた(登記規則第1条本文)。事変を避けるため動産譲渡登記ファイル又は登記申請書若しくはその添付書面を登記所外に持ち出したときは、登記官は、速やかに、その旨を貴職に報告しなければならないものとする。

ただし、登記申請書又はその添付書面については、裁判所から送付命令又は嘱託があったときは、その関係がある部分に限り、送付しなければならないとされた(登記規則第1条ただし書、第2条)。

3 動産譲渡登記ファイルの記録の保全

動産譲渡登記ファイルの記録については、情報の滅失、毀損、漏洩、不正な情報の更新等がないよう適正に管理しなければならない。

第9 動産譲渡登記ファイルの記録等の保存

登記所は、動産譲渡登記ファイルの記録等を次の区分に従って保存しなければならないとされた(登記規則第5条)。

- (1) 動産譲渡登記ファイルの記録(閉鎖登記ファイルの記録を除く。) 永久
- (2) 閉鎖登記ファイルの記録 閉鎖した日から10年間
- (3) 受付帳の記録 当該年の翌年から5年間
- (4) 登記申請書等 受付の日から5年間
- (5) 申請磁気ディスク 受付の日から1年間
- (6) 登記申請事件以外の事件の申請書類 受付の日から1年間

この場合の登記申請書等は登記申請書類つづり込み帳に、登記申請事件以外の事件の申請書類は証明書交付申請書等つづり込み帳に編てつするものとする。

登記所には、上記のほか、次に掲げる帳簿を備えるものとし、その様式及び保存

期間は、次のとおりとする。

(7) 決定原本つづり込み帳	適宜の様式	5年
(8) 返戻通知書つづり込み帳	適宜の様式	2年
(9) 審査請求書類等つづり込み帳	適宜の様式	5年
(10) 登記事務日記帳	別紙第20号様式	5年
(11) 登記印紙償還関係書類つづり込み帳	適宜の様式	5年
(12) 登記関係帳簿保存簿	適宜の様式	永久
(13) 統計表つづり込み帳	適宜の様式	10年
(14) 雜書つづり込み帳	適宜の様式	2年
(15) 再使用証明申出書類つづり込み帳	適宜の様式	5年
(16) 登録免許税関係書類つづり込み帳	適宜の様式	5年

第10 動産譲渡登記に関するその他の事項

登記官又はその配偶者若しくは4親等内の親族（配偶者又は4親等内の親族であった者を含む。）が申請人であるとき又は申請人を代表して申請するときは、当該登記官は、登記することができないとされた（登記規則第34条）。

第11 債権譲渡登記制度の見直し

1 見直しの概要

(1) 債務者不特定の将来債権の譲渡に関する登記

債務者が特定していない将来の債権の譲渡又は質権設定について、債権譲渡登記又は質権設定登記によって第三者に対する対抗要件を具備することができるとされた（法第8条第2項第4号、第14条第1項、登記規則第9条第1項第2号）。

(2) 譲渡に係る債権等の総額

将来の債権を譲渡又は質権の目的とする場合（既発生の債権と併せて譲渡又は質権の目的とする場合を含む。）には、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権（以下「譲渡に係る債権等」という。）の総額を記載しないとされた（法第8条第2項第3号、第14条第1項）。

(3) 存続期間

譲渡に係る債権等の債務者のすべてが特定している場合の存続期間は50年とされ、債務者不特定の将来債権を譲渡又は質権の目的とする場合（債務者の特定している債権と併せて譲渡又は質権の目的とする場合を含む。）の存続期間は、特別の事由がない限り10年を超えることができないとされた（法第8条第3項）。

2 見直しに係る登記申請手続等の変更点

(1) 登記すべき事項

ア 謾渡に係る債権等の総額については、既に発生した債権のみを譲渡又は質権の目的とする場合に限り登記するとされた（法第8条第2項第3号、第14条第1項）。

イ 謾渡に係る債権等を特定するために必要な事項については、債務者不特定の将来債権の登記が可能となったことに伴い、次の事項が必要的記載事項とされた（登記規則第9条第1項第2号、第3号）。

（ア）譲渡に係る債権等の債務者が特定しているときは、債務者

（イ）譲渡に係る債権等の債務者が特定していないときは、債権の発生原因

ウ 債権譲渡登記等の存続期間については、1の(3)のとおり

(2) 添付書面

存続期間の延長により、譲渡に係る債権等の債務者のすべてが特定している場合の存続期間が50年を超えるとき、又は債務者不特定の将来債権を譲渡し、若しくは質権の目的とする場合（債務者の特定している債権と併せて譲渡し、又は質権の目的とする場合を含む。）の存続期間が10年を超えるときは、当該存続期間を定めるべき特別の事由があることを証する書面を添付すべきとされた（登記令第8条第4号）。

(3) 登記事項証明書の交付請求権者

登記事項証明書の交付請求権者として、譲渡に係る債権の譲渡人又は質権の目的とされた債権の質権設定者の使用人が加えられた（法第11条第2項第4号）。事務手続については、第5の2に準じて取り扱う。

3 譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所への通知

債権譲渡登記事項概要ファイルの創設に伴い、本件通知についても見直しが行われ、第4の8に準じて取り扱うものとする。

第12 電子情報処理組織による登記の申請等に関する特例等

電子情報処理組織による登記の申請等に関する特例については、次の事項を除き、平成16年4月28日付け法務省民商第1341号当職通達「登記手数料令及び債権譲渡登記令の一部を改正する政令等の施行に伴う債権譲渡登記事務の取扱いについて」（以下「平成16年通達」という。）に準じて取り扱うものとする。この場合において、平成16年通達第3の1の(5)のオは、

「（ア）動産譲渡登記の申請のうち存続期間が10年を超えるもの及び延長登記の申請のうち延長後の存続期間が10年を超えるもの（登記令第8条第3号）

（イ）譲渡に係る債権等の債務者のすべてが特定している場合の債権譲渡登記等及び延長登記の存続期間（延長登記にあっては延長後の存続期間）が50年を超えるもの並びに前記以外の場合の債権譲渡登記等及び延長登記の

存続期間（延長登記にあっては延長後の存続期間）が10年を超えるもの
(登記令第8条第4号)」

と、平成16年通達第3の2の(4)のアの(オ)は、

「(オ) 動産譲渡登記又は当該登記に係る延長登記若しくは抹消登記の申請にあっては登録免許税が納付期限までに納付されない場合（登記令第11条第6号）

(カ) 債権譲渡登記又は当該登記に係る延長登記若しくは抹消登記の申請にあっては手数料が納付期限までに納付されない場合（登記令第11条第7号）」

と、平成16年通達第5の2は、

「ア 動産譲渡登記に係る登記事項概要証明書

(ア) 電磁的記録の提供の方法又は窓口交付の方法を求める場合 1通につき400円

(イ) 送付の方法を求める場合 1通につき450円

イ 動産譲渡登記に係る登記事項証明書

(ア) 電磁的記録の提供の方法又は窓口交付の方法を求める場合 1通につき700円（譲渡に係る動産であって1個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、その超える個数ごとに300円を加算した額）

(イ) 送付の方法を求める場合 1通につき750円（譲渡に係る動産であって1個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、その超える個数ごとに300円を加算した額）】

とそれぞれ読み替えるものとする。

国又は地方公共団体等の職員が動産譲渡登記及び債権譲渡登記等に係る証明書の交付を職務上請求する場合には、出頭、郵送又はオンラインによるいずれの請求方法によっても、手数料を納めなければならないとされた（登記手数料令第7条）。

第1号様式



第2号様式

日記第 号
決 定
住 所 申請人
【譲渡人の表示】
【譲受人の表示】
【受付年月日】
【受付番号】
【登記の目的】
【却下する動産（動産通番）】：別紙のとおり（一部却下の場合）
【却下する動産個数】（一部却下の場合）
上記の登記申請は、・・・・ので、動産・債権譲渡登記令第11条第1号の規定により却下します。 なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して〇〇法務局長（又は〇〇地方法務局長）に対し、審査請求することができます（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第14条）。 おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達

を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成 年 月 日
法務局 登記官

職印

第3号様式

通 知 書

住所
申請人

【登記の目的】
【譲渡人の表示】

【譲受人の表示】

【登記原因及びその日付】
【動産個数】
【登記番号】
【登記年月日】

上記のとおり登記をしたので通知します。

平成 年 月 日
法務局 登記官

職印

第4号様式

通 知 書

住所
申請人

【登記の目的】 第何号何登記の延長登記

【登記原因及びその日付】

【延長後の存続期間の満了年月日】

【登記番号】

【登記年月日】

上記のとおり登記をしたので通知します。

平成 年 月 日
法務局 登記官

職印

第5号様式

通 知 書

住所

申請人

【登記の目的】 第何号何登記の抹消登記（一部抹消登記）

【登記原因及びその日付】

【登記番号】

【登記年月日】

上記のとおり登記をしたので通知します。

平成 年 月 日

法務局 登記官

職印

第6号様式

日記第 号

平成 年 月 日

法務局長

殿

法務局
登記官

職印

登記更正許可申出書

下記のとおり登記官の過誤（又は遗漏）があることを発見したので、更正につき許可されるよう動産・債権譲渡登記令第12条第1項の規定により登記事項証明書及び申請書の謄本を添えて申し出ます。

記

- 1 登記の目的
- 2 登記番号
- 3 登記の年月日
- 4 更正を要する登記事項
「何何」とあるのを「何何」と更正

第7号様式

日記第 号

平成 年 月 日

法務局
登記官

殿

法務局長

職印

平成何年何月何日付け日記第何号をもって申出のあった登記の更正の件は、下記のとおり許可する（又は何何（不許可の理由を記載すること）により許可しない。）。

記

- 1 登記の目的
- 2 登記番号
- 3 登記の年月日
- 4 更正を要する登記事項

「何何」とあるのを「何何」と更正（又は「何何」の事項を追加更正）

第8号様式

殿	日記第 平成 年 月 日	号
	法務局 登記官	職印
通 知 書		
<p>下記の登記について、登記事項中「何何」とすべきを「何何」とした誤りがあった（又は「何何」とすべきを遗漏した）ことから平成何年何月何日その登記の更正をしましたので、通知します（動産・債権譲渡登記令第12条第1項）。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して○○法務局長（又は○○地方法務局長）に対し、審査請求することができます（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第14条）。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴え提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none">1 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所2 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）3 登記の目的4 登記原因及びその日付5 登記番号6 登記の年月日7 抹消すべき登記事項		

第9号様式

日記第 号
平成 年 月 日

殿

法務局
登記官

職印

通 知 書

- 1 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所
- 2 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）
- 3 登記の目的
- 4 登記原因及びその日付
- 5 登記番号
- 6 登記の年月日
- 7 抹消すべき登記事項

上記の登記は、何何（理由を具体的に記載すること。）により許されないから、平成何年何月何日までに異議の申立てがないときは、これを抹消します。
動産・債権譲渡登記令第13条第1項の規定により通知します。

第10号様式

公 告

- 1 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所
- 2 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）
- 3 登記の目的
- 4 登記原因及びその日付
- 5 登記番号
- 6 登記の年月日
- 7 抹消すべき登記事項

上記の登記は、何何により動産・債権譲渡登記令第13条第1項に該当することを発見したので、本公告掲載の日から何日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消します。

動産・債権譲渡登記令第13条第2項の規定により公告します。

平成 年 月 日

法務局

第11号様式

日記第 号

決 定

住 所

異議申立人

下記の登記の抹消について、平成 年 月 日付で異議の申立てがありましたが、その異議は、何何（理由を具体的に記載すること。）により理由がないので、これを却下します。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して○○法務局長（又は○○地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第14条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成 年 月 日

法務局登記官

職印

記

- 1 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所
- 2 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）
- 3 登記の目的
- 4 登記原因及びその日付
- 5 登記番号
- 6 登記の年月日
- 7 抹消すべき登記事項

第12号様式

日記第 号

決 定

住 所
異議申立人

下記の登記は、何により動産・債権譲渡登記令第13条第1項に該当するから、その登記を抹消する旨平成何年何月何日通知をしたところ、平成何年何月何日付けをもって前記申立人より異議の申立てがあり、その異議は、理由あるものと認めます。

よって、下記の登記は、抹消しないものとします。
平成 年 月 日

法務局
登記官

職印

記

- 1 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所
- 2 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）
- 3 登記の目的
- 4 登記原因及びその日付
- 5 登記番号
- 6 登記の年月日

第13号様式

法務局 出張所登記官 殿 平成 年 月 日

通 知 書〔動産譲渡〕

【登記の目的】

【譲渡人の表示】

【譲受人の表示】

【会社法人等番号】

【日本における営業所等】

【登記番号】

【登記年月日】

上記のとおり登記をしたので通知します。

法務局

登記官

第14号様式

法務局

出張所登記官 殿

平成 年 月 日

通 知 書〔動産譲渡〕

【登記の目的】

【譲渡人の表示】

【譲受人の表示】

【会社法人等番号】

【日本における営業所等】

【登記番号】

【登記年月日】

上記のとおり登記をしたので通知します。

法務局 登記官

職印

第15号様式

平成 年 月 日

東京法務局民事行政部
動産（債権）登録課 御中

法務局

出張所

到 達 確 認 書

動産譲渡登記に関する事項 件

債権譲渡登記に関する事項 件

ただし、 月 日 到達分
※到達（受信）月日を記載する。

通知先 東京法務局民事行政部動産（債権）登録課

（FAX：03-3389-3771）

※動産及び債権双方の通知がある場合でも、1枚の確認書の通知で足りる。

第16号様式

日記第 号
平成 年 月 日 殿

法務局
登記官

職印

通 知 書

下記のとおり錯誤（遺漏）を発見したので通知します。

記

- 1 譲渡人の商号又は名称
- 2 譲渡人の本店又は主たる事務所
- 3 登記の目的
- 4 登記番号
- 5 登記の年月日
- 6 錯誤（遺漏）事項
- 7 通知の事由 動産・債権譲渡登記令第14条第1項

第17号様式

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局
登記官

職印

報 告 書

登記申請の却下決定に対し審査請求があり、その審査請求を理由があると認めたので、下記のとおり処分をしました。

記

- 1 何何（具体的かつ詳細に記載すること。）

第18号様式

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局
登記官

職印

送付書

登記申請の却下決定に関し、別紙のとおり審査請求がありました。本件審査請求は、下記のとおり理由がないものと認めますから、審査請求書及び関係書類を添えて本件事件を送付します。

記

- 1 何何（具体的かつ詳細に記載すること。）

第19号様式

裁決

住所
審査請求人

平成 年 月 日受付第 号の 登記申請事件の却下処分に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

なお、この裁決につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から 6 月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

- 1 主文
- 2 理由

平成 年 月 日

法務局長

職印

第20号様式